

本政治史2「地方行政論2」に、「日本現代史2」を「日本現代史2 現代社会と法2 現代の人権2」に改め、同1の備考の2を削り、同備考の3中「及び総合教育科目的演習の「総合演習」」を削り、同3を同備考の2とし、同備考の4を同備考の3とし、同表の2中「英語B1」を「英語B1 情報リテラシー1 アジア研究2 アメリカ研究2 ヨーロッパ研究2 國際関係論2 情報ネットワーク2 日本經濟論2 人間関係論2 日本現代史2 地域社会学2 地方自治論2」に、「時事英語1 アジア研究2 アメリカ研究2 ヨーロッパ研究2 國際関係論2 情報ネットワーク2 日本經濟論2 人間関係論2 日本現代史2 地域社会学2 地域福祉論2 地域經濟論2」を「時事英語1」に、「英会話II B1 情報リテラシー1」を「英会話II B1」に、「国際関係研究I 2 国際関係研究II 2」を「国際関係研究2」に、「日米関係史2 現代の金融2」を「日米関係史2」に、「社会調査法2」を「社会調査法2 地域福祉論2 地域經濟論2 現代社会と法2 現代の人権2 市民と政治参加2」に、「民俗学の世界2 日本文学概論2 中国文学の世界2 日本語の歴史2 日本語コミュニケーション2 日本現代史2」を「民俗学の世界2 民俗学基礎演習1 日本文学概論2 古典文学基礎演習1 近代文学基礎演習1 中国文学の世界2 中国文学基礎演習1 日本語の歴史2 日本語コミュニケーション2 日本語基礎演習1 日本現代史2 歴史学基礎演習1」に、「民俗学基礎演習2 古典文学基礎演習2 近代文学基礎演習2 中国文学基礎演習2 日本語基礎演習2 歴史学基礎演習2 日本古典文学史2」を「日本古典文学史2」に、「書道2」を「実践書道論2 書道1」に、「生涯学習概論2」を「ジェンダー論2」に改める。

別表第2の教職に関する科目の項中「教育実習4 教育実習の指導1」を「教育実習4 教育実習の指導1 教職実践演習2」に、「教育課程と指導法2 生徒指導と教育相談2 総合演習2」を「教育方法論1 教育課程と指導法1 生徒指導と教育相談2」に、「栄養教育実習1」を「栄養教育実習1 教職実践演習2」に改め、同表の司書に関する科目の項中「図書館概論2」を「生涯学習概論2 図書館概論2」に改める。

別表第3を削る。

別表第4の多文化コミュニケーション学科の項中

<table border="1"><tr><td>8単位</td><td>29単位</td></tr></table>	8単位	29単位	を	<table border="1"><tr><td>30単位</td><td>14単位</td></tr></table>	30単位	14単位	に、「30単位」を「14単位」に、	
8単位	29単位							
30単位	14単位							
<table border="1"><tr><td>26単位</td><td>12単位以上</td><td>10単位以上</td></tr></table>	26単位	12単位以上	10単位以上	を	<table border="1"><tr><td>26単位</td><td>20単位以上</td></tr></table>	26単位	20単位以上	」
26単位	12単位以上	10単位以上						
26単位	20単位以上							
<table border="1"><tr><td>22単位</td><td>14単位以上</td><td>12単位以上</td></tr></table>	22単位	14単位以上	12単位以上	に改め、同表を別表第	<table border="1"><tr><td>26単位</td><td>20単位以上</td></tr></table>	26単位	20単位以上	」
22単位	14単位以上	12単位以上						
26単位	20単位以上							

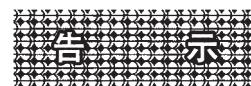
3とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成22年3月31日現在在学する者の履修すべき学科、単位数及び履修方法については、この規則による改正後の長野県短期大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

教育総務課



長野県告示第150号

平成22年3月31日から東筑摩郡波田町を廃し、その区域を松本市に編入することに伴い、次のとおり松本市及び東筑摩郡の人口を告示します。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

松本市	242,541人
東筑摩郡	24,136人

情報統計課

長野県告示第151号

全国自治宝くじ事務協議会規約（昭和30年2月長野県議会定例会議決第43号）の一部を次のように改正します。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

第3条第2号中「岡山市」の次に「、相模原市」を加える。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

財政課

長野県告示第152号

関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約（昭和30年2月長野県議会定例会議決第44号）の一部を次のように改正します。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

第3条第2号中「横浜市」の次に「、相模原市」を加える。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

財政課

長野県告示第153号

平成13年長野県告示第287号（長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号）に基づき知事が定める法人）の一部を次のように改正します。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

「財團法人長野県国際交流推進協会
本則中 財團法人長野県国民年金福祉協会」
を「財團法人長野県国際交流推進協会」に改める。

情報公開・私学課

長野県告示第154号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

名称	所在地	認定の有効期限
東御市民病院	東御市鞍掛198	平成25年3月31日

医療政策課

長野県告示第155号

ウイルス肝炎医療費給付実施要綱（昭和56年長野県告示第483号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行します。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

第10第1項中「に住民票」を「にウイルス肝炎医療費受給者証更新（変更）申請用診断書、住民票」に改める。

別表第2を次のように改める。

（別表第2）（第8関係）

患者一部負担月額限度額表その2

階層区分	対象患者の一部負担の月額限度額（円）
対象患者及び対象患者と同一の世帯に属するすべての者の当該年度の市町村民税（所得割）年額の合算額が235,000円未満の場合	10,000
対象患者及び対象患者と同一の世帯に属するすべての者の当該年度の市町村民税（所得割）年額の合算額が235,000円以上の場合	20,000

（備考）1 「市町村民税非課税の場合」とは、申請日の属する年度（7月1日から翌年の6月30日までをいう。）において市町村民税が課税されていない場合（地方税法第323条により免除されている場合を含む。）をいう。

2 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即し弾力性のある取扱いをすることができる。

健康づくり支援課

長野県告示第156号

昭和39年長野県告示第259号（出納取扱金融機関等の指定について）は、平成22年3月31日限り、廃止します。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

病院事業局

長野県告示第157号

合併処理浄化槽整備事業補助金交付要綱（平成元年長野県告示第387号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行します。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

第2の表中「。ただし、この額が150万円未満の場合を除く。」を削る。

生活排水課

長野県告示第158号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

塔ノ沢川、大沢、下二田の沢、猛沢、当座狭間、樋ノ口川、此入沢、唐沢、餅地川、沼入沢4、沼入沢5、沼入沢3、沼入沢1、沼入沢2、沼入沢6、小板橋川、矢坪川、滝ノ沢、御岳沢、堤入谷川、カミヤツ沢、堂前沢、細田、柏木1、柏木2、十二セン、洗馬城、西ノ入沢、清水の沢、桂沢川、荒田沢川、高屋川、大良川、則城、穴沢川、ウドの沢、ヨシガ沢、ハサマの沢、スゲの沢、オオヒカゲ、日影川、牧の平沢、湯の入川、鳥頭沢、大柏木川、戸沢川、戸沢沢、長沢5、大場沢、大日向明神沢、宮前蚕影社の沢、細尾の沢、本沢川、浦の沢、大松4、大松3、大松2、大松1、向組2、善光寺塹、向組1、西組5、西組4、西組3、西組2、西組1、中組4、中組3、中組2、中組1、根子岳1、根子岳2、大明神沢、十の原、ノボロ川、座頭塚、犬の巣、滝の入川、土屋川、小屋根入沢、小塩田、九竜原、四万沢、崩の沢、内雲雀沢、外雲雀沢、三枚場、芦ノ沢、後沢、古ぼう沢、岩井堂川1、岩井堂川2、岩井堂川3、小別堂、城のこし川、小屋場沢、熊久保沢川及び奈良尾の沢

2 指定の区域

上田市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県上田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第159号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

若洞沢川、大畠沢川、ねぎや沢川、南沢川、留々女沢川、八咫ヶ洞沢、小垣外沢、幣久沢、古セ川、大井川、観音沢川、宮の脇川、木追沢川1、木追沢川2、湯川、坊主川、赤羽根沢川、久米川、

大須川、宮下沢川、大梨川、斧ヶ沢、立洞沢1、西山沢川、上松川、加羅沢川4、柄ヶ沢川1、柄ヶ沢川2、柄ヶ沢川3、弟川1、上田沢川、市瀬洞川、中沢川1、中沢川3、観音沢1、観音沢2、観音沢3、釜屋川、森下沢川1、森下沢川2、加羅沢川1、加羅沢川2及び加羅沢川3

2 指定の区域

飯田市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第160号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

北押出沢

2 指定の区域

大町市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県大町建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第161号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

山沢、山寺沢、宮沢川(1)、宮沢川(2)、湯ノ沢、梅の木沢、横尾根沢、矢の沢、日名沢川、湯之入沢、観音沢川、垣外沢川(1)、垣外沢川(2)、入田川、名沢川、砥沢、石切場の沢、御堂川支流、御堂川、谷川、谷川支流(1)、谷川支流(2)、蝮沢、栗毛沢及び洞岩沢川

2 指定の区域

埴科郡坂城町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県千曲建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第162号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

白沢川、小見久保、入赤綿沢1、入赤綿沢2、禽山ノ沢、倉下川1、倉下川2、倉下川3、倉下川4、丸赤ノ沢、裏笹川1、裏笹川2、笹川1、笹川2、笹川3、大林ノ沢、萩小又ノ沢、吉ノ入沢、町東ノ沢、榎沢1、榎沢3、横湯川5、旧道ノ沢3、天が沢、角間川2、角間川3、三沢川1、三沢川2、三沢川3、三沢川4、寒沢1、寒沢2、伊沢川1及び伊沢川3

2 指定の区域

下高井郡山ノ内町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第163号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

柄沢、本沢、水無の沢、滝の沢、梅沢、長沢、大林沢、大久保沢1、入の沢、宮の沢、坪山沢、西木落ノ沢、後沢、十二沢、から沢、日向ノ沢、蛇抜沢、大久保沢2、境沢1、みずの沢、ばったり沢、中の沢、境沢2及び天ヶ沢

2 指定の区域

下高井郡野沢温泉村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第164号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

押出沢、北花岡沢、花岡沢、南沢、蟹沢1、蟹沢2、くぼ沢、南岡沢、郷石原沢、桐原沢、熊の川、水頭沢、権現沢、金草沢、南金草沢、秋葉沢、塩沢、北湯沢、湯沢、南湯沢、北柳沢、柳沢、

堀の沢、滝の沢、小沢、黒沢、雑ヶ沢、南雑ヶ沢1、前ヶ沢、北彦沢、彦沢、城ヶ沢、鵜山沢、南鵜山沢、水戸沢、清水沢、南清水沢、筍沢、イラ沢、南イラ沢、南ヶ沢、日影沢、八代沢、神明沢、日向沢、日野沢、足沼清水沢、平出沢及び広津法道沢

2 指定の区域

北安曇郡池田町、大町市及び安曇野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

砂防課

長野県告示第165号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

川久保沢、野路原沢、高萩沢、水の沢、切久保沢、ねこの沢、天幕沢、宮ノ脇沢、のふと沢、長子沢、こじき沢、村北沢、坊入沢、金見沢、南沢、八幡沢、カニ沢、細口沢、小池沢、ろんでん沢及びかくら沢

2 指定の区域

長野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

砂防課

長野県告示第166号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

塔ノ沢川、猛沢、当座狭間、樋ノ口川、此入沢、餅地川、沼入沢4、沼入沢5、沼入沢3、沼入沢1、沼入沢2、沼入沢6、小板橋川、矢坪川、滝ノ沢、御岳沢、カミヤツ沢、堂前沢、細田、柏木1、柏木2、十二ゼン、洗馬城、西ノ入沢、清水の沢、桂沢川、荒田沢川、高屋川、大良川、則城、穴沢川、ウドの沢、ヨシガ沢、ハサマの沢、スゲの沢、オオヒカゲ、日影川、牧の平沢、湯の入川、鳥頭沢、戸沢川、戸沢沢、長沢5、大場沢、大日向明神沢、宮前蚕影社の沢、細尾の沢、本沢川、浦の沢、大松4、大松3、大松2、向組2、善光寺窪、向組1、西組5、西組1、中組3、中組2、中組1、根子岳1、根子岳2、大明神沢、十の原、ノボロ川、座頭塚、滝の入川、土屋川、小屋根入沢、小塙田、九竜原、四万沢、崩の沢、内雲雀沢、外雲雀沢、三枚場、芦ノ沢、後沢、古ぼう沢、岩井堂川1、岩井堂川2、岩井堂川3、小別堂、城のこし川、小屋場沢、熊久保沢川及び奈良尾の沢

2 指定の区域

上田市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県上田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第167号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

若洞沢川、南沢川、小垣外沢、古セ川、大井川、宮の脇川、木追沢川1、木追沢川2、赤羽根沢川、大梨川、斧ヶ沢、立洞沢1、西山沢川、上松川、加羅沢川4、柄ヶ沢川1、柄ヶ沢川3、弟川1、上田沢川、中沢川1、中沢川3、観音沢1、観音沢2、釜屋川、森下沢川1、森下沢川2、加羅沢川2及び加羅沢川3

2 指定の区域

飯田市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第168号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

山沢、山寺沢、宮沢川(1)、湯ノ沢、梅の木沢、横尾根沢、矢の沢、湯之入沢、垣外沢川(2)、入田川、名沢川、砥沢、石切場の沢、御堂川支流、御堂川、谷川支流(1)、谷川支流(2)、蝮沢、栗毛沢及び洞岩沢川

2 指定の区域

埴科郡坂城町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県千曲建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

る事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第169号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

白沢川、小見久保、入赤綿沢1、入赤綿沢2、禽山ノ沢、倉下川1、倉下川2、倉下川3、倉下川4、丸赤ノ沢、裏笠川1、裏笠川2、笠川2、笠川3、大林ノ沢、萩小又ノ沢、吉ノ入沢、町東ノ沢、榎沢1、榎沢2、横湯川5、旧道ノ沢3、天が沢、角間川2、角間川3、三沢川1、三沢川2、三沢川3、三沢川4、寒沢1、寒沢2及び伊沢川3

2 指定の区域

下高井郡山ノ内町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第170号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

柄沢、本沢、水無の沢、滝の沢、梅沢、長沢、大林沢、大久保沢1、宮の沢、坪山沢、西木落ノ沢、後沢、十二沢、から沢、日向ノ沢、蛇抜沢、大久保沢2、境沢1、みずの沢、ばったり沢、中の沢、境沢2及び天ヶ沢

2 指定の区域

下高井郡野沢温泉村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第171号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

押出沢、北花岡沢、南沢、蟹沢2、くぼ沢、南岡沢、郷石原沢、桐原沢、水頭沢、金草沢、南金草沢、秋葉沢、塩沢、湯沢、北柳沢、柳沢、堀の沢、滝の沢、小沢、黒沢、雜ヶ沢、南雜ヶ沢1、前ヶ沢、北彦沢、彦沢、城ヶ沢、鶴山沢、南鶴山沢、水戸沢、清水沢、南清水沢、篠沢、南イラ沢、日影沢、八代沢、神明沢、日野沢、足沼清水沢及び平出沢

2 指定の区域

北安曇郡池田町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第172号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

水の沢、切久保沢、ねこの沢、天幕沢、宮ノ脇沢、のふと沢、長子沢、こじき沢、村北沢、坊入沢、南沢、八幡沢、細口沢、小池沢及びかくら沢

2 指定の区域

長野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第173号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

沼入(1)、沼入(2)、沼入(3)、沼入(4)、沼入(5)、沼入(6)、沼入(7)、沼入(8)、沼入(9)、沼入(10)、沼入(11)、中組、向組(1)、向組(2)、向組(3)、東組、上渋沢(1)、上渋沢(2)、上渋沢(3)、下渋沢(1)、下渋沢(2)、菅平口、大日向(1)、大日向(2)、大日向(3)、大日向(4)、大日向(5)、大日向(6)、角間(1)、角間(2)、角間(3)、角間(4)、横沢(1)、横沢(2)、真田(1)、真田(2)、真田(3)、十林寺(1)、十林寺(2)、十林寺(3)、十林寺(4)、十林寺(5)、赤井(1)、赤井(2)、十林寺(6)、石舟(1)、石舟(2)、石舟(3)、大畠、下原、四日市、つくし、戸沢(1)、戸沢(2)、戸沢(3)、信綱寺(1)、信綱寺(2)、横尾、大庭(1)、大庭(2)、大庭(3)、萩(1)、萩(2)、萩(3)、田中(1)、田中(2)、田中(3)、田中(4)、三島(1)、三島(2)、大倉(1)、大倉(2)、中横道(1)、中横道(2)、中横道(3)、中横道(4)、上横道(1)、上横道(2)、大良(1)、大良(2)、大良(3)、大良(4)、大良(5)、石堂(1)、石堂(2)、石堂(3)、中組(1)、中組(2)、中組(3)、岡保(1)、峰山、入軽井沢(1)、入軽井沢(2)、入軽井沢(3)、入軽井沢(4)、入軽井沢(5)、入軽井沢(6)、矢坪、松井新田(1)、松井新田(2)、松井新田(3)、松井新田(4)、松井新田(5)及び沼入(12)

2 指定の区域

上田市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県上田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第174号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

駄科(22)、駄科(8)、駄科(13)、桐林(1)、桐林(16)、上川路(1)、桐林(5)、時又(1)、桐林(4)、長野原(1)、長野原(3)、駄科(10)、時又(3)、時又(2)、長野原(4)、時又(8)、駄科(7)、駄科(9)、長野原(2)、時又(4)、駄科(11)、駄科(12)、駄科(14)、駄科(15)、駄科(16)、駄科(17)、桐林(2)、桐林(6)、時又(5)、時又(6)、嶋(1)、嶋(2)、桐林(7)、桐林(8)、上川路(2)、上川路(3)、上川路(4)、上川路(5)、上川路(6)、上川路(7)、上川路(8)、上川路(9)、桐林(9)、桐林(10)、桐林(11)、桐林(12)、桐林(13)、桐林(14)、桐林(15)、桐林(17)、駄科(18)、駄科(19)、駄科(20)、駄科(21)、川路(55)、川路(49)、川路(50)、川路(48)、川路(44)、川路(42)、川路(43)、川路(37)、川路(34)、川路(30)他1、川路(23)、川路(20)、川路(16)他1、川路(11)、川路(5)、川路(6)他3、川路(10)、川路(12)、川路(15)、川路(21)、川路(24)他3、川路(1)、川路(2)他1、川路(4)、川路(13)、川路(14)、川路(18)、川路(19)、川路(22)、川路(28)、川路(29)、川路(32)、川路(33)、川路(35)、川路(36)、川路(38)、川路(39)、川路(40)、川路(41)、川路(45)、川路(46)、川路(47)、川路(51)、川路(52)、川路(53)、川路(54)、下瀬(1)他1、下瀬(3)、下瀬(4)、下瀬(5)、伊豆木(1)、伊豆木(2)他2、伊豆木(5)他1、伊豆木(9)、伊豆木(10)、伊豆木

(11)、伊豆木(12)、伊豆木(13)、立石(4)、立石(1)、立石(2)他1、立石(5)、伊豆木(14)、伊豆木(15)、伊豆木(16)、伊豆木(17)他1、伊豆木(19)、伊豆木(20)、梨洞(3)他1、伊豆木(48)、伊豆木(49)、伊豆木(21)、伊豆木(22)、伊豆木(23)、伊豆木(24)、伊豆木(25)、伊豆木(26)、伊豆木(27)、伊豆木(28)、伊豆木(29)、伊豆木(30)、伊豆木(31)、伊豆木(32)、伊豆木(33)、伊豆木(34)、伊豆木(35)、伊豆木(36)、伊豆木(37)、伊豆木(38)、伊豆木(39)、伊豆木(40)、伊豆木(41)、伊豆木(42)、伊豆木(43)、伊豆木(44)、伊豆木(45)、伊豆木(46)、伊豆木(47)、立石(6)、立石(7)、立石(8)、立石(9)、下瀬(6)、下瀬(7)、下瀬(8)、湯川、山本(5)、北平、山本(2)他1、山本(3)、山本(1)、箱川(2)、箱川(1)、箱川(3)、箱川(4)、箱川(5)他1、箱川(7)、梨洞(5)、長田(1)他2、長田(4)、長田(5)、長田(6)、長田(7)他1、長田(9)、竹佐(1)、久米(1)、竹佐(2)、南平(2)、南平(1)、久米(2)、山本(16)、山本(6)、山本(7)、山本(8)、山本(9)、山本(10)、山本(11)、山本(19)、山本(17)、山本(18)、山本(12)、山本(13)、山本(14)、山本(15)、山本(20)、竹佐(3)他1、竹佐(5)、竹佐(6)、竹佐(7)、竹佐(8)、竹佐(9)、竹佐(10)、竹佐(11)、竹佐(12)、久米(3)、久米(4)、久米(5)、久米(6)、久米(7)、久米(8)、久米(9)、久米(10)、久米(11)、久米(12)、久米(13)、久米(14)、久米(15)、久米(16)、竹佐(13)、箱川(8)他1、箱川(10)、箱川(11)、箱川(12)他1、箱川(14)、箱川(15)、箱川(16)、箱川(17)、箱川(18)、箱川(19)、箱川(20)、箱川(21)、箱川(22)、箱川(23)、箱川(24)及び箱川(25)

2 指定の区域

飯田市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第175号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

苅屋原、坂端(1)、坂端(2)、旭ヶ丘、北日名(1)、北日名(2)、北日名(3)、南日名(1)、南日名(2)、南日名(3)、南日名(4)、南日名(5)、南日名(6)、南日名(7)、南日名(8)、南日名(9)、南日名(10)、南日名(11)、御所沢(1)、御所沢(2)、御所沢(3)、入横尾、新地、鼠(1)及び鼠(2)

2 指定の区域

埴科郡坂城町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県千曲建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第176号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

裏落合1、裏落合2、裏落合3、裏落合4、表落合1、表落合2、表落合3、苗間1、苗間2、乗廻2、横倉三組1、横倉三組2、横倉三組3、横倉三組4、横倉三組5、横倉一組1、和田1、本郷1、箱山1、箱山2、箱山3、四ツ谷1、湯河原1、湯河原2、湯田中1、星川1、湯田中2、星川2、金倉1、金倉2、安代1、横湯1、横湯2、黒川1、黒川2、天川1、沓野1、上林1、上林2、上林3、上林4、地獄谷温泉1、地獄谷温泉2、地獄谷温泉3、穂波温泉1、宮1、穂波1、穂波2、湯ノ原下1、湯ノ原下2、湯ノ原上1、上川原1、角間1、角間2、薬師1及び菅1

2 指定の区域

下高井郡山ノ内町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第177号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

前坂、中尾1他1、中尾3、野沢1他1、日影1、日影2、日影3、大湯、麻釜1、麻釜2、真湯1、真湯2、真湯3、寺湯1他2、寺湯4、寺湯5、横落1他1、横落3、豊郷1、豊郷2、坪山南、坪山1、坪山2他1、坪山4、坪山5、坪山6、久保南、平林2、平林1他1、平林4、矢垂1、矢垂2他1、虫生1、虫生2、虫生3、虫生4、七ヶ巻1、七ヶ巻2、朝上及び東大滝1他1

2 指定の区域

下高井郡野沢温泉村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第178号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

堀之内1、堀之内2、堀之内3、堀之内4、中島1、中島2、中島3、中島4、中島5、千本木台、半在家1、半在家2、半在家3、相道寺1、相道寺2、相道寺3、花見1、花見2、七五三掛1、七五三掛2、七五三掛3、七五三掛4、七五三掛5、七五三掛6、七五三掛7、七五三掛8、竹原1、竹原2、竹原3、竹原4、竹原5、竹原6、滝中2、竹原7、滝南2、滝南3、滝の台1、滝の台2、坂下1、坂下2、坂下3、坂下4、新屋敷1、新屋敷2、渋中1、渋中2、渋南1、渋南2、渋南3、渋南4、鶴山1、鶴山2、鶴山3、鶴山4、鶴山5、鶴山6、鶴山7、鶴山8、中之郷1、中之郷2、田の入峠、田の入1、田の入2、天池、八代、清水1、清水2、日影、天崎1、天崎2、天崎3、天崎4、天崎5、小実平1、小実平2、小実平3、小実平4、有明1、有明2、有明3、有明4、有明5、有明6、有明7、天池2、日向2、日向1、有明11、有明10、有明9、有明8、宮の平4、宮の平3、宮の平2、宮の平1、会染法道4、会染法道3、会染法道2、会染法道1、広津法道5、広津法道4、広津法道3、広津法道2、広津法道1、平出1、平出2、実業、坂森1、坂森2、坂森3、楡室4、楡室3、楡室2、楡室1、正の田4、正の田1、正の田2、正の田3、南足沼6、南足沼5、南足沼4、南足沼3、前田3、前田2、前田4、前田5、前田1、南足沼2、南足沼1、北足沼5、北足沼4、北足沼3、北足沼2、北足沼1、菅の田4、菅の田5、菅の田3、菅の田2、菅の田1、堀越4、堀越1、堀越2、堀越3、栗本2、栗本1、日影1、日影2、日影3、平畠1、平畠2、平畠3、平畠4、六地蔵2、六地蔵1、荻3、荻2、荻1、荻4、荻5、北梅の尾1、北梅の尾2、北梅の尾3、北梅の尾4、南梅の尾1、南梅の尾3、南梅の尾2、南梅の尾4、神出1、神出2、神出3、桃の木、寺間、中の貝3、中の貝2、中の貝1及び日野

2 指定の区域

北安曇郡池田町、大町市及び安曇野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第179号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

藤布月、岩本(1)、岩本(2)、岩本(3)、宮ノ脇(1)、宮ノ脇(2)、宮

ノ脇(3)、宮平、日向畠、中村(1・2)、川名(1)、川名(2)、川名(3)、川名(4)、小栗、中村(3)、中村(4)、坂井(1)、林、柴原、岩下(1)、岩下(2)、左右(1)、左右(2)、橋木(1)、橋木(2)、置原、日名、和田之城、下中山(1)、下中山(2)、下中山(3)、下中山(4)、下中山(5)、下中山(6)、一倉田和(1)、一倉田和(2)、一倉田和(3)、一倉田和(4)、一倉田和(5・6・7・8・9)、小沢(1)、小沢(2)、大久保(1)、大久保(2)、大久保(3)、平清水、田中、下市場、伊切、原、道祖神、鷹ノ巣(1・2・3)、穂刈、大門(1)、大門(2)、道祖神(2)、原(2)、原(3)、原(4)、原(5)、原(6)、原(7)、牧原、下市場(2)、牧野島(1)、牧野島(2)、牧野島(3)、牧野島(4)、牧野島(5)、塙本(1)、塙本(2)、塙本(3・4)、塙本(5)、塙本(6)、塙本(7)、塙本(8)、塙本(9)、塙本(10)、塙本(11)、高萩(1)、高萩(2)、高萩(3)、平清水(2)、中原(1)、中原(2)、中原(3)、中原(4)、中原(5)、大久保(4)、石津、田沢(1)、田沢(2)、小峰(1)、小峰(2)、小峰(3)、下中牧(1・2)、下中牧(3)、住平、堀之内(1)、堀之内(2)、小田端(1)、小田端(2)、南牧(1)、南牧(2)、南牧(3)、大月(1)、大月(2)、小沢(3)、一倉田和(10)、一倉田和(11)、一倉田和(12)、日沢(1)、日沢(2)、和田之城(2)、和田(1)、和田(2)、和田(3)、吐唄(1)、吐唄(2)、日名(2)、日名(3)、鹿道(1)、鹿道(2)、鹿道(3・4)、大原(1)、大原(2)、大原(3)、大原(4)、大原(5)、大原(6)、大原(7・8)、大原(9)、穂刈(2)、埋家、小島(1)、小島(2)、橋木(3)、祖室、左右(3)、左右(4)、左右(5)、左右(6)、左右(7)、左右(8)、左右(9)、坂井(2)、柄ノ木(1)、柄ノ木(2)、柄ノ木(3)、柄ノ木(4)、中村(5)、日向畠(2)、宮ノ脇(4)、宮ノ脇(5)、峠(1)、峠(2)、峠(3)、峠(4)、川名(5)、新聞(1)、新聞(2)、新聞(3)、高登屋(1)、高登屋(2)、高登屋(3)、柳久保(1)、柳久保(2)、柳久保(3)、権田(1)及び権田(2)

2 指定の区域

長野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第180号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

沼入(1)、沼入(2)、沼入(3)、沼入(4)、沼入(5)、沼入(6)、沼入(7)、沼入(8)、沼入(9)、沼入(10)、沼入(11)、中組、向組(1)、向組(2)、向組(3)、東組、上渋沢(1)、上渋沢(2)、上渋沢(3)、下渋沢(1)、下渋沢(2)、菅平口、大日向(1)、大日向(2)、大日向(3)、大日向(4)、大日向(5)、大日向(6)、角間(1)、角間(2)、角間(3)、角間(4)、横沢(1)、横沢(2)、真田(1)、真田(2)、真田(3)、十林寺(1)、十林寺(2)、十林寺(4)、十林寺(5)、赤井(1)、赤井(2)、十林寺(6)、石舟(1)、石舟(2)、石舟(3)、下原、四日市、戸沢(1)、戸沢(2)、戸沢(3)、信綱寺(1)、信綱寺(2)、横尾、大庭(1)、大庭(2)、大庭(3)、萩(1)、萩(2)、

萩(3)、田中(1)、田中(2)、田中(3)、田中(4)、三島(1)、三島(2)、大倉(1)、大倉(2)、中横道(1)、中横道(2)、中横道(3)、中横道(4)、上横道(1)、上横道(2)、大良(1)、大良(2)、大良(3)、大良(4)、大良(5)、石堂(1)、石堂(2)、石堂(3)、中組(1)、中組(2)、中組(3)、岡保(1)、峰山、入軽井沢(1)、入軽井沢(2)、入軽井沢(3)、入軽井沢(4)、入軽井沢(5)、入軽井沢(6)、矢坪、松井新田(1)、松井新田(2)、松井新田(3)、松井新田(4)、松井新田(5)及び沼入(12)

2 指定の区域

上田市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県上田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第181号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

駄科(13)、桐林(1)、桐林(16)、上川路(1)、桐林(5)、時又(1)、桐林(4)、長野原(1)、時又(8)、駄科(7)、駄科(9)、長野原(2)、時又(4)、駄科(12)、駄科(16)、桐林(2)、桐林(6)、時又(5)、時又(6)、嶋(1)、嶋(2)、桐林(7)、桐林(8)、上川路(2)、上川路(3)、上川路(4)、上川路(5)、上川路(6)、上川路(7)、上川路(8)、桐林(9)、桐林(10)、桐林(11)、桐林(12)、桐林(13)、桐林(14)、桐林(15)、桐林(17)、駄科(18)、駄科(19)、駄科(20)、駄科(21)、川路(55)、川路(49)、川路(50)、川路(48)、川路(42)、川路(37)、川路(34)、川路(30)他1、川路(23)、川路(20)、川路(16)他1、川路(11)、川路(5)、川路(6)他3、川路(10)、川路(12)、川路(15)、川路(21)、川路(24)他3、川路(2)他1、川路(13)、川路(18)、川路(19)、川路(29)、川路(32)、川路(33)、川路(35)、川路(39)、川路(40)、川路(41)、川路(45)、川路(46)、川路(47)、川路(51)、川路(53)、川路(54)、下瀬(1)他1、下瀬(4)、下瀬(5)、伊豆木(1)、伊豆木(2)他2、伊豆木(5)他1、伊豆木(9)、伊豆木(10)、伊豆木(11)、伊豆木(12)、伊豆木(13)、立石(4)、立石(1)、立石(2)他1、立石(5)、伊豆木(14)、伊豆木(15)、伊豆木(16)、伊豆木(17)他1、伊豆木(19)、伊豆木(20)、梨洞(3)他1、伊豆木(49)、伊豆木(21)、伊豆木(23)、伊豆木(24)、伊豆木(25)、伊豆木(26)、伊豆木(27)、伊豆木(29)、伊豆木(30)、伊豆木(31)、伊豆木(32)、伊豆木(33)、伊豆木(34)、伊豆木(35)、伊豆木(36)、伊豆木(37)、伊豆木(38)、伊豆木(39)、伊豆木(40)、伊豆木(41)、伊豆木(42)、伊豆木(45)、伊豆木(46)、伊豆木(47)、立石(6)、立石(8)、下瀬(6)、湯川、山本(5)、北平、山本(2)他1、山本(3)、山本(1)、箱川(2)、箱川(1)、箱川(3)、箱川(4)、箱川(5)他1、箱川(7)、梨洞(5)、長田(1)他2、長

田(4)、長田(5)、長田(6)、長田(7)他1、長田(9)、竹佐(1)、久米(1)、竹佐(2)、南平(2)、南平(1)、久米(2)、山本(16)、山本(6)、山本(7)、山本(8)、山本(9)、山本(10)、山本(11)、山本(17)、山本(18)、山本(12)、山本(13)、山本(14)、山本(15)、山本(20)、竹佐(3)他1、竹佐(5)、竹佐(7)、竹佐(8)、竹佐(10)、竹佐(11)、竹佐(12)、久米(3)、久米(4)、久米(5)、久米(6)、久米(7)、久米(8)、久米(9)、久米(10)、久米(11)、久米(12)、久米(13)、久米(15)、久米(16)、竹佐(13)、箱川(8)他1、箱川(10)、箱川(11)、箱川(12)他1、箱川(14)、箱川(16)、箱川(17)、箱川(18)、箱川(19)、箱川(20)、箱川(21)、箱川(22)、箱川(23)、箱川(24)及び箱川(25)

2 指定の区域

飯田市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第182号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

苅屋原、坂端(1)、坂端(2)、旭ヶ丘、北日名(1)、北日名(2)、北日名(3)、南日名(7)、御所沢(1)、御所沢(2)、御所沢(3)、新地、鼠(1)及び鼠(2)

2 指定の区域

埴科郡坂城町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県千曲建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第183号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

裏落合2、裏落合3、裏落合4、表落合1、表落合2、表落合3、苗間1、苗間2、乗廻2、横倉三組1、横倉三組2、横倉三組3、横倉三組4、横倉三組5、横倉一組1、和田1、本郷1、箱山2、箱山3、四ツ谷1、湯河原1、湯河原2、湯田中1、星川1、湯田中2、星川2、金倉1、金倉2、安代1、横湯1、横湯2、黒川1、黒川2、天川1、沓野1、上林1、上林2、上林3、上林4、地獄谷温泉2、地獄谷温泉3、穂波温泉1、宮1、穂波1、穂波2、湯ノ原下1、湯ノ原下2、湯ノ原上1、上川原1、角間1、角間2、薬師1及び菅1

2 指定の区域

下高井郡山ノ内町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第184号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

前坂、中尾1他1、中尾3、野沢1他1、日影1、日影3、麻金1、麻金2、真湯1、真湯2、真湯3、寺湯1他2、寺湯4、寺湯5、横落1他1、横落3、豊郷1、豊郷2、坪山南、坪山1、坪山4、坪山6、久保南、平林1他1、矢垂2他1、虫生3、虫生4、七ヶ巻1、七ヶ巻2、朝上及び東大滝1他1

2 指定の区域

下高井郡野沢温泉村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課